

ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等の一部を改正する訓令（案）及び電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等の一部を改正する訓令（案）に対する意見公募の結果について

令和7年9月25日
経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室

令和7年7月24日（木）から令和7年8月22日（金）にかけて、「ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等の一部を改正する訓令（案）及び電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等の一部を改正する訓令（案）」に対する意見公募を行いました。その結果を、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

1 実施方法

- （1）公募期間：令和7年7月24日（木）～令和7年8月22日（金）
- （2）告知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）ホームページ
- （3）意見提出方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォーム、電子メール、郵送

2 意見公募の結果

- （1）提出意見数：1件
- （2）御意見の内容と御意見に対する考え方は別紙1のとおりです。

3 本件に関するお問い合わせ先

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室
住 所：〒100-8931 東京都千代田区霞が関1-3-1
電 話：03-3501-2963

ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等の一部を改正する訓令（案）
及び電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等の一部を改正する訓令（案）
に対する意見公募に対する意見公募の結果について

No.	御意見の内容	御意見に対する考え方
1	○意見内容 誤った目標に向かっているのだと再三忠告しているのだから聴く耳を持って下さい そして国民から生存権を奪うくらいまで社会保障費などを宍り取っているのだから水道光熱費はそこから補填するのが本筋でしょう 一切認められません	気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第 6 次評価報告書では、「人間活動が主に温室効果ガスの排出を通して地球温暖化を引き起こしてきたことには疑う余地がなく、1850～1900 年を基準とした世界平均気温は 2011～2020 年に 1.1℃の温暖化に達した」と示されたところです。政府では、こうした科学的知見を踏まえ、気候変動対策に引き続き取り組んでまいります。